

メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス!

～日本の名医たち、経験豊かな相談スタッフがあなたの健康ライフを見守り続けます～

医師・保健師・看護師などの
経験豊かなスタッフによる
**24時間365日年中無休の
電話健康相談サービス**

ご利用いただける方

対象保険商品^{※1}の被保険者とその配偶者および同居のご家族

ご相談いただける内容

健康 医療 介護 育児 **メンタルヘルス**

ご相談例

- 深夜の子どもの高熱、応急処置やあいている病院は?
- ストレスで精神的にまいっているのでも相談したい。

各専門分野を代表する名医による
**セカンドオピニオン^{※2}
サービス**

面談の結果、必要に応じて、
優秀専門臨床医をご紹介します。(無料で紹介状を作成)

ご利用いただける方

対象保険商品^{※1}の被保険者

ご相談例

- 医者に手術しかないと言われたが…。
- 高度な医療が必要らしいが、どうしたらいいのか…。
- 他の治療方法はないのか。
- 専門医の意見を聞きたい。

※1 対象保険商品 | 医療終身保険(無解約返戻金型)、限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)、一時払がん医療終身保険、入院保険、長期入院保険
※2 セカンドオピニオン | 現在かかっている医師とは別の医師の意見を聞くこと。

*代理店によって取り扱っている商品が異なります。

提供: ティーベック株式会社

*入院保険および長期入院保険は、現在販売していません。

ご利用に際してのご注意 (必ずお読みください。)

24時間電話健康相談サービス、セカンドオピニオンサービスについて

- このサービスはメディケア生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
- このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。
- サービス内容・品質についてはメディケア生命が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害が発生してもメディケア生命は責任を負いかねます。
- 国外の相談および国外からの相談などはお受けできません。
- ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし生命の危険等、守秘の限界を超えるとティーベック株式会社が判断した場合を除きます。
- 提供の医療機関情報等に基づいて受診などする際は、ご提供した情報に変更されている場合がありますので、事前に医療機関などにご確認ください。
- サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

<個人情報のお取り扱いについて>

- このサービスの利用を通じてティーベック株式会社が入手したお客様の個人情報は、お客様の同意のうえでメディケア生命へ本人確認のため提供することがありますが、このサービス利用以外の目的には使用しません。また、法令などによる開示請求があった場合を除き、メディケア生命を含む第三者へお客様の個人情報を提供することはありません。

■24時間電話健康相談サービス

- このサービスは、あくまで健康相談の範囲で行われる助言や指導であり、病状についての診断や治療方法の指示は行いません。

■セカンドオピニオンサービス

- ティーベック株式会社からサービスに係る医療機関に情報開示をすることがありますのでご了承ください。
- 病名などが判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてのご相談はお受けできません。
- 医療過誤、裁判係争中の問題および交通事故に起因する傷病に関するご相談はお受けできません。
- 日常的に見られる病状で、治療にあたり専門性を必要としない傷病のご相談はお受けできません。
- 心療内科・精神科・美容外科・歯科および口腔外科などは対象外です。
- 病状が固定していて、回復の見込みがないと思われるもの、現代医学において治療方法が確立されていない未承認薬、未承認治療などのご相談はお受けできません。
- 救急に関するご要望には対応できません。
- 入院・転院を目的としたご利用はできません。
- 同一病名のご相談は年1回とさせていただきます。
- 地域や医師の指定はできません。なお、セカンドオピニオンの面談場所は、ティーベック株式会社が指定した場所となります。
- 診察関連資料(診療情報提供書(紹介状)、各種検査データ、カルテの写しなど)が必要になります。なお、診察関連資料はご利用者ご自身でご用意ください。
- ご利用者が入院中の場合、代理としてそのご家族がご利用することはできませんが、優秀専門臨床医のご紹介は行いません。
- 面談の際の交通費、紹介された優秀専門臨床医による診察などにかかる費用は自己負担となります。
- このサービスをご利用中に病状が悪化した場合の責任は負いかねます。
- 国外の相談および国外からの相談などはお受けできません。
- ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- 地域や内容によりご要望に添えない場合があります。
- その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

<募集代理店>

<引受保険会社>

メディケア生命保険株式会社
住友生命グループ
〒135-0033
東京都江東区深川1-11-12
(メディケア生命コールセンター)

0120-877809

http://www.medicarelife.com/

6001012805-V1-0000000

16051949(2016.5.1)

2016年5月改訂

メディケア生命

一時払 がん・終身保険

2016年5月改訂

資産をのこす まもる がんにもそなえる



**メディフィット
がんバリュー**

一時払
がん医療
終身保険

がんによる入院

支払日数無制限!

上皮内がん

上皮内がんでも
がんと同額保障!

資産形成

給付金支払後も
減らない解約返戻金!

一時払保険料: 200万円～



メディケア生命
住友生命グループ

©MCL/ADK



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

一生涯の死亡保障・着実な資産形成機能 に、がん医療保障をプラス。

がんに対する各種給付金をお支払いしても、死亡保険金額・解約返戻金額は減りません。



のこす 一生涯の死亡保障

整理資金の準備はできているかな…

葬儀費用などの臨時出費が負担になることも

相続はトラブルが起こりやすい…

相続が「争族」に…
家族間のトラブルを起こすことも



ご家族のために
資金を**しっかり**
のこしたいですね!



まもる 着実な資産形成

将来の受取額が確定していないのはちょっと不安…

どれくらいわからないので
資金計画が立てづらい

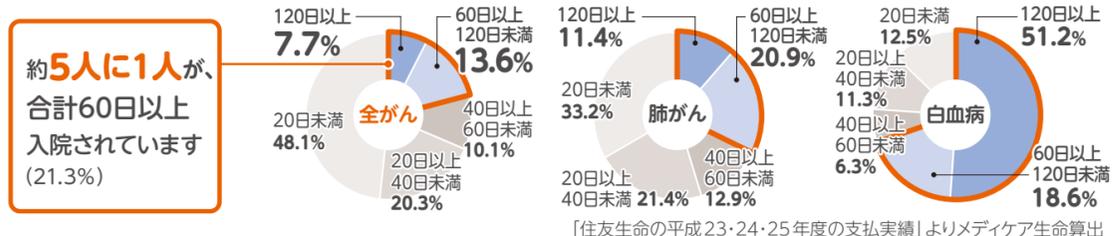


当面使わない資金を**着実に**
まもりたいですね!



そなえる 一生涯のがん医療保障

がん入院は再入院などで、長期化する場合があります。
患者1人あたりのがん入院日数別割合(再入院を含む)



がんには、
入院が**長期**になる
ものもあります。

次のような方でも、**1~3の3つの告知項目**がすべて「いいえ」なら、お申し込みいただけます。



- 大きな病気をしたことがある
- 入院・手術の経験がある
- 持病をわずらっている

*ただし、3つの告知項目すべてに当てはまらない場合でも、ご職業などによってはご加入いただけないことがあります。

1 現在までに、がんと医師に診断されたことがありますか。

がんには、以下を含みます。
上皮内がん※・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・悪性腫瘍・悪性新生物・骨髄異形成症候群・カルチノイド・悪性GIST(消化管間質腫瘍)・子宮頸部高度異形成(陰部、外陰部を含みます。)

※上皮内がんとは、がん細胞が上皮内(大腸(結腸・直腸)の場合は粘膜のなか)にとどまっており、それ以上浸潤していない初期のがんのことをいいます。

はい

いいえ

2 過去5年以内に下記【表1】の病気で医師の診察(検査・治療・投薬を含む)を受けたことがありますか。

【表1】告知いただきたい病気

① 心臓・血圧	- (告知いただきたい病気はございません)
② 脳・精神・神経	- (告知いただきたい病気はございません)
③ 肺・気管支	肺線維症・石綿肺
④ 胃腸	かいよう性大腸炎
⑤ 肝臓・胆のう・すい臓	肝硬変・慢性肝炎(肝炎ウィルスキャリア、アルコール性を含む)・慢性すい臓
⑥ 腎臓・尿管	腎不全・慢性腎炎・のう胞腎
⑦ 目	- (告知いただきたい病気はございません)
⑧ がん・しゅよう	しゅよう(子宮筋腫・卵巣のう腫を除く)・ポリープ
⑨ 右記にかかげる病気	子宮頸部異形成・貧血(鉄欠乏性貧血を除く)

はい

いいえ

3 過去2年以内に健康診断・がん検診または人間ドックで、下記【表2】の臓器または検査について「要再検査・要精密検査・要治療」のいずれかを指摘されたことがありますか。

*その後の再検査・精密検査の結果、医師より治療の必要なしと言われた方は、該当しません。

【表2】告知いただきたい臓器または検査の異常指摘内容

① 臓器	肺・胃腸・食道・肝臓・腎臓・すい臓・胆のう・子宮・卵巣・乳房・甲状腺・前立腺
② 検査	尿検査(尿糖を除く)・肝機能検査・赤血球の検査・白血球の検査・便検査・内視鏡検査・X線検査・超音波検査・脳ドック・腫瘍マーカー・PET・MRI・マンモグラフィー・「組織・細胞」の検査

はい

いいえ

お支払理由とお支払いの留意点

主契約・特約名	給付金・保険金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
一時払 がん医療 終身保険 <small>主契約</small> <small>契約年齢</small> 0～75歳	がん入院給付金	がんにより1日以上入院されたとき	がん入院給付日額 ×がん責任開始日以後の入院日数 *がん入院給付日額 =主契約の基本保険金額×1/1,000	1回の入院・通算 ともに限度なし
	がん入院時手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を、がんによる入院中に受けられたとき	がん入院給付日額×10倍	通算限度なし
	がん放射線治療給付金	がんにより、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	がん入院給付日額×10倍	通算限度なし 60日に1回のお支払限度
	がん骨髄移植給付金	がんにより、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植を受けられたとき	がん入院給付日額×10倍	通算限度なし
	死亡保険金	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ・基本保険金額(一時払保険料) ・被保険者死亡時の保険料積立金額	—
一時払 がん先進医療 終身特約 <small>契約年齢</small> 0～75歳	がん先進医療給付金	がんにより厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	がん先進医療給付金とがん先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
	がん先進医療一時給付金		5万円	
	死亡保険金	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ・この特約の基本保険金額(一時払保険料) ・被保険者死亡時のこの特約の保険料積立金額	—

主契約および特約共通の留意点

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんに対する各種給付金については、次のすべてを満たす場合にお支払対象となります。
 - がん責任開始日(責任開始日からその日を含めて91日目)前にがんと診断確定されたことがないこと。
 - がん責任開始日以後の保険期間中に、がんと診断確定され、かつ、所定のお支払理由(上表参照)に該当すること。
- がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、がんに対する各種給付金をお支払いしません。この場合、以後のがんに対する給付の保障はありません。

主契約の留意点

がん入院給付金について

- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- がん入院給付日額は、基本保険金額にがん入院給付日額の型(10/1万型)に応じた係数(0.0010=1/1,000)を乗じて計算します。

がん入院時手術給付金について

- がんによる入院を伴わない手術の場合は、お支払いできません。
- がんの治療を目的としない手術であっても、がんによる入院中に受けた公的医療保険制度対象の手術であればお支払いします。ただし、「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」はお支払対象となりません。
- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してはお支払いしません。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日のみ手術を受けたものとみなします。

- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、施行の原因や部位を問わず、60日に1回のお支払いを限度とします。

がん放射線治療給付金・がん骨髄移植給付金について

- 同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してはお支払いしません。
- がん放射線治療給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 血液照射はがん放射線治療給付金のお支払対象となりません。(被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるため。)
- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄芽刺についてはがん骨髄移植給付金のお支払対象となりません。

特約の留意点

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、がん先進医療給付金・がん先進医療一時給付金のお支払対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日現在において、一般診療へ導入され公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、お支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。
- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- がん先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療しても、がん先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

税務のお取扱い



記載の内容は2016年3月現在の内容です。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。個別の税務取扱いについては、必ず税理士などにご相談の上、ご自身の責任においてご判断ください。

ご契約時のお取扱い

ご契約時にお払い込みいただいた保険料は、その年の「介護医療保険料控除」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

死亡保険金を受け取る場合のお取扱い

死亡保険金を受け取る場合の課税は、下表のとおりです。

ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
Aさん	Aさん	Bさん	相続税
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得) + 住民税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

解約または減額(一部解約)した場合のお取扱い

解約または減額(一部解約)した場合、ご契約者が受け取る解約返戻金に対して、「所得税(一時所得) + 住民税」が課税されます。

各種給付金を受け取る場合のお取扱い

各種給付金を被保険者が受け取る場合は、非課税になります。

【各種給付金】 がん入院給付金、がん入院時手術給付金、がん放射線治療給付金、がん骨髄移植給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時給付金

ご加入いただく前に、必ずお読みください。

死亡保険金・解約返戻金について

死亡保険金について

- ご契約後一定期間中、死亡保険金額は一時払保険料相当額となり、一定期間経過後、増加していきます。
- 死亡保険金額は、次の金額のいずれか大きい金額です。
 - 基本保険金額(一時払保険料)
 - 被保険者死亡時の保険料積立金額

解約返戻金について

- この保険では、お払い込みいただく保険料が預金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は毎年のがんに対する給付金などのお支払いに、また他の一部は生命保険事業の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
- ご契約後一定期間中、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回りません。ご契約後一定期間を経過すると、解約返戻金額は一時払保険料相当額に達し、生涯増え続けます。
- 解約すると保障はなくなります。

死亡保険金額や解約返戻金額の推移については設計書の「死亡保険金額・解約返戻金額の推移」を必ずご確認ください。

配当金・満期保険金について

この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

代理請求制度について

被保険者が給付金をご請求できないメディケア生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金をご請求することができます。

生命保険募集人について

メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

法令などの改正に伴うお支払理由の変更について

主契約および特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、がん入院時手術給付金、がん放射線治療給付金、がん骨髄移植給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時給付金のお支払理由を変更することがあります。

ご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。